



第5章

誘導施設の設定

- 5-1 基本的な考え方
- 5-2 設定の視点
- 5-3 施設ごとの考え方の整理
- 5-4 誘導施設の設定



第5章

誘導施設の設定

5-1 基本的な考え方

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を指し、検討にあたっては、都市機能誘導区域および都市全体における人口分布や都市機能の充足状況等を勘案したうえで定めることが望ましいとされています。

本市では、以下に示す9種の都市機能を誘導施設の検討対象とします。

| 機能 | 施設区分 | |
|------------------|--|--|
| 商業 | 大規模小売店舗、その他小売店舗（大規模小売店以外のスーパー、ドラッグストア等）、コンビニ | |
| 医療 ^{※1} | 病院、診療所 | |
| 介護福祉 | 老人福祉センター等 | |
| | その他の高齢者福祉施設 ^{※2} | 指定居宅サービス事業所(通所介護)、地域密着型サービス事業所(地域密着通所介護、認知症通所)、介護予防地域密着型サービス事業所(認知症通所) |
| | 障がい者福祉センター等 | |
| | その他の障がい者福祉施設 ^{※2} | 障がい福祉サービス事業所(生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型・B型) |
| 子育て支援 | 子育て支援センター等 | |
| | その他の子育て支援施設 ^{※3} | 幼稚園、保育所、認定こども園、病児・病後児保育施設、児童厚生施設 |
| 教育 | 小学校・中学校等 ^{※4} 、特別支援学校、高等学校、専修学校、大学・短期大学 | |
| 行政 | 市役所、コミュニティセンター | |
| 文化交流 | 文化施設 | 市民センター、市民活動支援センター |
| | | 図書館、博物館、資料館 |
| | スポーツ・レクリエーション施設 | 公園・緑地、グラウンド、体育館、その他のスポーツ・レクリエーションに使用する施設 |
| 金融 | 銀行・郵便局等 | |
| 業務 | 共同利用型のオフィスや学習スペース（シェアオフィス、インキュベーション施設、コワーキングスペース等） | |

※1 本市の医療体制の充実に特に寄与する施設として医科のみを対象とします。

※2 施設の立地状況が市民の生活利便性に大きく影響する「通所サービス」のみを対象とします。

（利用者が自宅から当該施設まで移動する必要がある）

※3 本市の子育て支援体制の拡充に特に寄与する施設のみを対象とします。

※4 義務教育学校（小中一貫校）を含みます。

5-2 設定の視点

以下に示す3つの視点から、本市の都市機能誘導区域に求められる誘導施設を設定します。

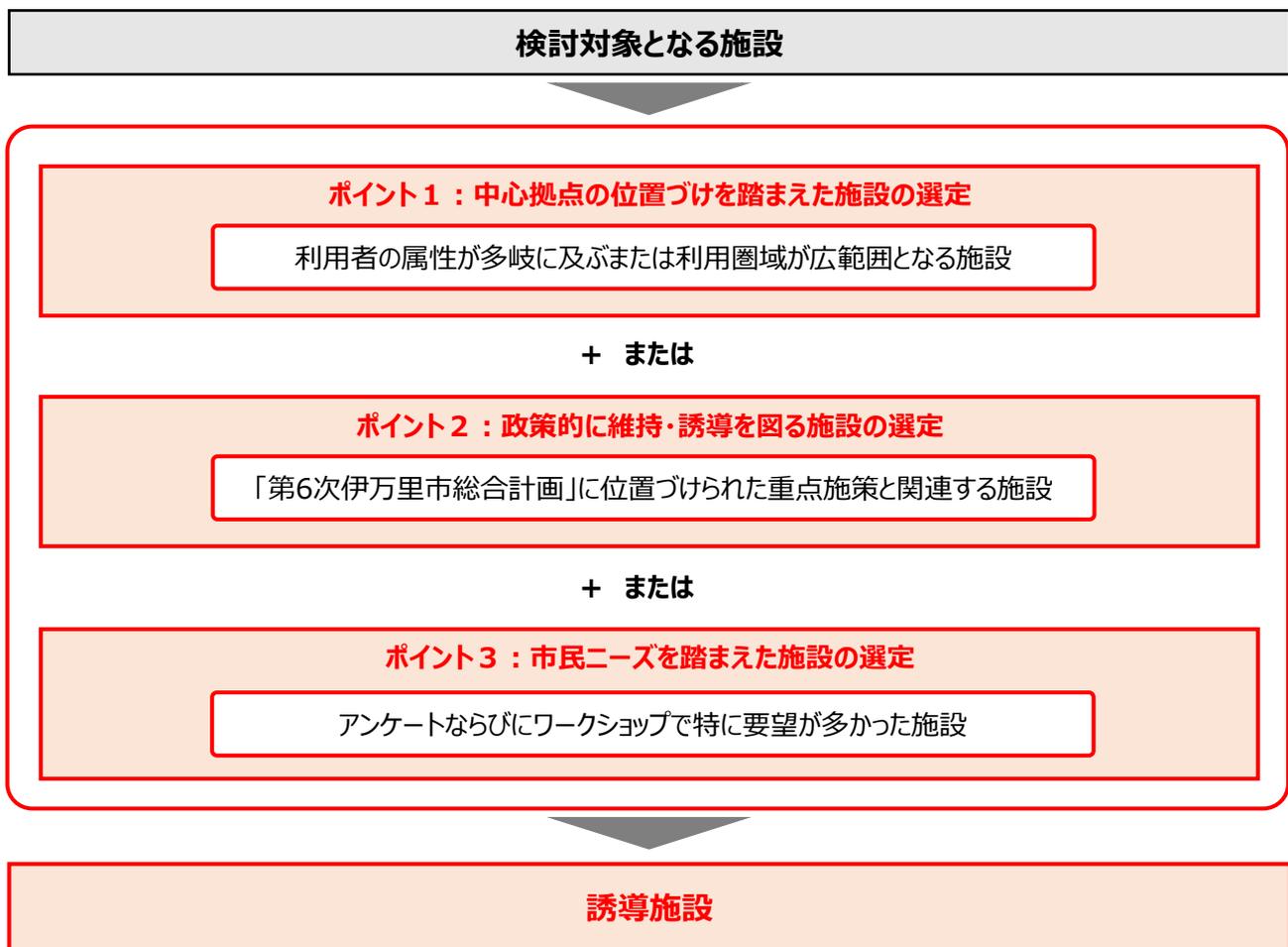
なお、検討にあたっては、区域内に新たに誘導する施設（現状で不足している施設）だけでなく、区域内で既に充足している施設についても、廃止または区域外への移転による生活利便性の低下を防ぐことを目的として、誘導施設に設定します。

ポイント1：中心拠点の位置づけを踏まえた施設の選定

ポイント2：政策的に維持・誘導を図る施設の選定

ポイント3：市民ニーズを踏まえた施設の選定

▼誘導施設の設定フロー



5-3 施設ごとの考え方の整理

前項で示した3つの視点から、施設ごとの考え方を以下のように整理します。

| | 施設区分 | 利用者の属性が多岐に及ぶ・利用圏域が広範囲となる施設 | 総合計画に位置づけられた重点施策と関連する施設 | アンケート・ワークショップで特に要望が多かった施設 | 考え方 | 計画策定時の立地状況 (○：立地あり △：立地なし) |
|------|---------------------------------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|---|-------------------------------|
| 商業 | 大規模小売店舗 | ● | | ● | 市内・市外を問わず日常的に不特定多数の来客が見込まれる施設であり、市民からも中心拠点における複合商業施設等の立地が求められていることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| | その他小売店舗 (上記以外のドラッグストア、スーパー等) | | | | 市内各地に分散的に立地する施設とみなし、誘導施設には設定しません。 | |
| | コンビニエンスストア | | | | 市内各地に分散的に立地する施設とみなし、誘導施設には設定しません。 | |
| 医療 | 病院 | | | ● | 市民から一次医療施設および二次医療施設の充実が求められていることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| | 診療所 | | | ● | | ○ |
| 介護福祉 | 高齢者福祉センター等 | ● | | | 市内在住の高齢者およびその家族を対象として、介護福祉や生活に係る総合的なサービスを提供する施設であることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| | その他の高齢者福祉施設 | | | | 各地域の身近な生活圏に立地するべき施設とみなし、誘導施設には設定しません。 | |
| | 障がい者福祉センター等 | ● | | | 市内在住の障がい者およびその家族を対象として、介護福祉や生活に係る総合的なサービスを提供する施設であることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| | その他の障がい者福祉施設 | | | | 各地域の身近な生活圏に立地するべき施設とみなし、誘導施設には設定しません。 | |

| | 施設区分 | 利用者の属性が多岐に及ぶ・利用圏域が広範囲となる施設 | 総合計画に位置づけられた重点施策と関連する施設 | アンケート・ワークショップで特に要望が多かった施設 | 考え方 | 計画策定時の立地状況（○：立地あり △：立地なし） |
|-------|-------------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|--|---------------------------|
| 子育て支援 | 子育て支援センター等 | ● | ● | ● | 市内在住の子育て世帯を対象に、子育てに係る総合的なサービスを提供する施設であること、総合計画に位置づける「重点施策1：未来を託す子育て応援都市」と関連する基幹的な施設であること、市民から子育て支援体制の充実が求められていることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| | その他の子育て支援施設 | | ● | ● | 総合計画に位置づける「重点施策1：未来を託す子育て応援都市」と関連する施設であり、預かり所や子どもが安心して遊べる施設等の充実が求められていることを踏まえ、 施設区分を限定して誘導施設に設定 します。 | ○ |
| 教育 | 小学校・中学校等 | | | | 校区単位で分散的に立地するべき施設とみなし、誘導施設には設定しません。 | |
| | 特別支援学校 | | | | | |
| | 高等学校 | | | | | |
| | 専修学校 | | ● | ● | 総合計画に位置づける「重点施策1：未来を託す子育て応援都市」と関連する施設であり、市民からも大学や専修学校等の立地が求められていることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| | 大学・短期大学 | | ● | ● | 総合計画に位置づける「重点施策1：未来を託す子育て応援都市」と関連する施設であり、市民からも大学や専修学校等の立地が求められていることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | △ |
| 行政 | 市役所 | ● | | | 本市の行政運営を担い、市民の日常生活を支える基幹的なサービスを提供する施設であることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| | コミュニティセンター | | ● | | 総合計画に位置づける「重点施策5：SDGs推進都市」と関連する施設であることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |

| | 施設区分 | 利用者の属性が多岐に及ぶ・利用圏域が広範囲となる施設 | 総合計画に位置づけられた重点施策と関連する施設 | アンケート・ワークショップで特に要望が多かった施設 | 考え方 | 計画策定時の立地状況（○：立地あり △：立地なし） |
|------|-----------------------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|---|--------------------------------------|
| 文化交流 | 市民センター、 市民活動支援センター | ● | | ● | 幅広い世代に利用され、本市における様々な文化活動の創出・発信を担う施設であることに加え、市民からはイベントや集会等に利用できる施設の充実が求められていることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| | 図書館、博物館、 資料館 | ● | | ● | | ○ |
| | スポーツ・ レクリエーション施設 | | | | | 各地域の身近な生活圏に立地すべき施設とみなし、誘導施設には設定しません。 |
| 金融 | 銀行・郵便局等 | | | ● | 市民から銀行をはじめとする金融施設の充実が求められていることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |
| 業務 | 共同利用型の オフィスや学習スペース | | ● | ● | 総合計画に位置づける「重点施策3：競争に打ち勝つ産業都市」と関連する施設であり、市民からも学習や休憩に利用できるフリースペース等の充実が求められていることを踏まえ、 誘導施設に設定 します。 | ○ |

5-4 誘導施設の設定

前項までに整理した内容を踏まえ、本市における誘導施設を以下のように設定します。

| 機能 | 施設区分 | 対象となる施設の定義 |
|-----------|---|--|
| 商業 | 大規模小売店舗 | ■大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める店舗面積1,000m ² 以上の商業施設 |
| 医療 | 病院 | ■医療法第1条の5第1項に定める病院で歯科を除いたもの |
| | 診療所 | ■医療法第1条の5第2項に定める入院可能な診療所で歯科を除いたもの |
| 介護 福祉 | 老人福祉センター等 | ■「伊万里市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例」に定める施設 |
| | 障がい者生活支援センター等 | ■「伊万里市基幹相談支援センター設置規則」に定める施設 |
| 子育て 支援 | 子育て支援センター等 | ■児童福祉法第10条の2に定める施設 ■「伊万里市子育て支援センターぽっぽ条例」に定める施設 |
| | その他の子育て支援施設 (幼稚園、保育所、認定こども園、病児・病後児保育施設、児童厚生施設) | ■学校教育法第1条に定める幼稚園 ■児童福祉法第39条第1項に定める保育所 ■就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園 ■児童福祉法第6条の3第13項に定める病児保育事業を行う施設 ■児童福祉法第40条に定める児童厚生施設 |
| 教育 | 専修学校 | ■学校教育法第124条に定める専修学校 |
| | 短期大学・大学 | ■学校教育法第83条に定める大学 |
| 行政 | 市役所 | ■伊万里市役所 |
| | コミュニティセンター | ■「伊万里市コミュニティセンター設置条例」に定める施設 |
| 文化 交流 | 市民センター、 市民活動支援センター | ■「伊万里市民センターの設置及び管理に関する条例」に定める施設 ■「伊万里市民活動支援センター条例」に定める施設 ■「伊万里市公民館設置条例」に定める施設 |
| | 図書館、博物館、 資料館 | ■図書館法第2条第1項に定める図書館 ■博物館法第2条第1項に定める博物館または同法第29条に定める博物館相当施設 ■「伊万里市歴史民俗資料館等の設置及び管理に関する条例」に定める施設 ■「伊万里市海のシルクロード館条例」に定める施設 |
| 金融 | 銀行・郵便局等 | ■銀行法第4条に定める銀行 ■農林中央金庫法に基づく農林中央金庫 ■労働金庫法に基づく労働金庫 ■信用金庫法第4条に定める信用金庫 ■中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合 ■日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局で銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業を行う施設 |
| 業務 | 共同利用型の オフィスや学習スペース | ■新規事業者の参画促進に寄与するコワーキングスペースやインキュベーション施設、これらに類する共同利用型オフィス ■集会、打合せ、学習等への利用を目的とする壁や間仕切りなどで仕切られた屋内施設 |

▼誘導施設の立地状況（令和7年6月時点）

